

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成25年 8月13日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 5 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1・2号廃棄物処理設備	高電導度廃液系濃縮器(A)デミスタにおいて、詰まりが認められたため、当該デミスタを清掃。	GⅢ	
2	1・2号廃棄物処理設備	復水ろ過装置デカントポンプ(B)低電導度廃液系側吐出弁用閉側位置検出スイッチにおいて、固着による動作不良が認められたため、当該位置検出スイッチを点検・修理。	GⅢ	
3	3・4号廃棄物処理設備	廃棄物処理建屋において接地警報が発生したため、接地箇所の調査の結果、4号使用済樹脂系(B系)の制御盤内で発生していることを確認したが、詳細箇所の特定が出来ないため、今後詳細調査予定。	GⅢ	
4	その他	モニタリングポストNo.6(低レンジ)中操記録計において、指示不良が認められたため、当該記録計を点検・修理。なお、モニタリングポストNo.6(低レンジ)の測定は正常に行われている。	GⅢ	
5	その他	防護設備機器保守点検作業中、草木繁茂による除草に備え鎌を持ち歩行していた際、PHSが鳴動したため右手に鎌を持ちながら、左手でゴム手袋(右)を取り外そうとしたところ、左手親指付け根部が鎌の刃体に触れ負傷(長さ約1cm、深さ約1mmの切創)したため、対策検討。	GⅢ	